

議案第89号

伊丹市立産業振興センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市立産業振興センターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市宮ノ前2丁目2番2号

名 称 伊丹商工会議所

代表者 会頭 小西 新右衛門

2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月2日提出

伊丹市長 中田 慎也

(参考)

団体の概要

1 設立日

昭和21年10月22日

2 資産の総額

554, 143, 747円

3 構成員数

役員数 33名（会頭1名，副会頭4名，専務理事1名，常議員24名，監事3名）

職員数 19名

会員数 商工業者等1, 843名

4 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし，商工業の総合的な改善発達を図り，兼ねて社会一般の福祉の増進に資し，もってわが国商工業の発展に寄与すること。

5 事業

- (1) 商工会議所としての意見を公表し，これを国会，行政庁等に具申し，及び建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて，答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質及び数量，商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明，鑑定及び検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し，維持し，及び運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会及び講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及及び検定を行うこと。
- (10) 博覧会，見本市等を開催し，及びこれ等の開催のあつ旋を行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介及びあつ旋を行うこと。

- (12) 商事取引の紛争に関するあつ旋，調停及び仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して，相談に応じ，及び指導を行うこと。
- (14) 商工業に関して，商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 商工業に関して，観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (18) 前各号に掲げるものの外，本商工会議所の目的を達するため  
に必要な事業を行うこと。